

南富良野町立南富良野小学校いじめ防止基本方針（令和4年度版）

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうる。いじめを受けた子の教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残すものである。」

という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない、いじめを決して許さない学校をつくるために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童同士、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。
- いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題を解決していきます。
- いじめの未然防止や問題の解決に向けて、保護者・地域・関係機関との連携を深めます。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（ネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2. 「いじめ」を未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、マナーやルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業、楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人が掛け替えのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間やさまざまな指導場面を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・「いじめ」の場面に対して、見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながるこ

- と、「いじめ」を見たら教師や友達などに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・「いじめ」と感じたことを教師や友達などに知らせることは、決して悪いことではないことも指導する。
 - ・縦割り清掃やチャレンジタイム、クリーン作戦など、異学年交流を積極的に実施する。
 - ・いじめ根絶集会（8月30日）への全校での取り組みを通して、いじめに対する理解を促し、いじめ防止の心情を育む。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図ることができるよう、児童が生き生きと主体的に進める授業を日々実践に努める。
- ・児童の思いやりの心や命を大切にす心情を育む道徳教育を推進するとともに、さまざまな指導場面においてもその充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という教員の強い姿勢を様々な活動場面を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の実態や様子に常に気を配り、細かな変化にも気づく敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からのいじめや心配ごとなどに関する話に対して、親身になって聞く姿勢を持ち続ける。
- ・未然の防止に向けた教育相談の在り方、「いじめ」の構造や問題への対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告、同僚への協力を求め、組織で解決していこうとする意識をもつ。
- ・職員会議等で情報を共有し、全教職員で児童を見守る体制を整える。

<学校全体として>

- ・いじめに関するアンケート調査などを定期的実施し（年2回以上）、その結果から児童の様子の变化などを教職員全体で共有する。また、アンケート実施直後に教育相談を実施するなど、児童に寄り添った体制づくりをする。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を計画的に行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
- ・全校朝会等の講話を活用し、「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気づいたときにはすぐに知らせることの大切さを児童に知らせる。
- ・「いじめ」防止に向けての児童会としての取組を奨励する。
- ・校内での「いじめ防止等対策委員会」を中心に、「いじめ」の未然防止に向けての学級づくりや各学級での取組等の交流・研修の機会を設け、組織的に推進し未然防止に努める。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談してもらうよう伝えていく。
- ・「いじめ問題」解決のためには、学校や家庭・地域、関係機関等との連携が重要であることを伝え、理解と協力を求めていく。

3. 「いじめ」の早期発見・対応について

<早期発見に向けて…「変化に気づく」>

- ・児童一人一人の様子を担当をはじめ、学校全体で見守り、気づいたことを共有する場を設定する。
- ・変化が見られる、感じられる児童には、教師が積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校等での悩みごとの把握に努め、共に解決していくとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられているという児童や保護者の訴えが合った場合、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が新たな自信や存在感を感じられるような励ましを行うとともに、そのための学級づくりを行う。
- ・「いじめ」に関する相談を受けた教員は、すぐに管理職に報告する。管理職は、早期に「いじめ防止等対策委員会」を開催させ、情報の共有と早期解決に向けての組織的な取組を進めていく。

<早期解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいたり、児童や保護者からの相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、二者の関係ばかりでなく、構造的に問題を捉えていく。
- ・事実関係を把握する際は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、組織的な体制で行っていく。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行うとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていく。

<いじめに対する措置>

- ・保護者や地域、児童からいじめの相談を受けたときは、速やかにいじめの事実の有無を確認する。
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、複数の教職員によって、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を継続的に行うとともに、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう必要な措置をとる。
- ・児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに関係機関に連絡し、適切に援助を求めなければならない。

4. 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、該当学級担任とする。(必要に応じ、教務主任・TT教諭・関係機関にも協力を要請)
- ・役割として、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決等、いじめ問題の防止や対応に向けた取組を進めていく。
- ・「いじめ」に関する情報や早期解決に向けて等の取組については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の全教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度の取組について、児童や保護者アンケート、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の南富良野町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、南富良野町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・南富良野町全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等において、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることをお願いする。